

小中学校の給食費負担軽減を求める意見書

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るものであり、豊かな心や望ましい人間関係を育成する上からも、大きな教育的意義を有している。

しかし、近年の原材料、食料等の価格高騰が、我が国の経済や国民生活に大きな影響を及ぼしている中で、教育費の負担が大きい子育て世帯の負担軽減を図ることは、子育て支援及び少子化対策を進める上で大きな意義がある。

このような中、給食費については、全額を無償化する自治体のほか、今般の物価高騰に伴う食材費の高騰分を負担する自治体など、それぞれの方針により様々な負担軽減策が実施されている。

子どもの心身の健全な発達に直結する学校給食は、環境の変化が生じても、確実に維持されなければならない重要な施策であり、政府は、各自治体の財政力の差による不平等が生じないように、学校給食への支援をより一層強化する必要がある。

よって、国においては、恒久的な財源を確保し、各自治体の給食事業の特色を担保した上で、給食費の保護者の負担軽減につながる取組を強化するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和6年10月1日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策 少子化対策
若者活躍 男女共同参画
孤独・孤立対策)
衆・参両院議長

宛て